

無担保ローンお申込みの皆さまへ（日信協、日信協・オリコリトライ、オリコ直接申込用）

当金庫の無担保ローンのお申込みにあたり、下記の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【保証機関】	一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下、「日信協」といいます） 株式会社オリエントコーポレーション（以下、「オリコ」といいます）
--------	--

*証書貸付をお申込みの場合【証書貸付】の内容もご確認ください。

当座貸越（マイプラン、そなＹＥＬＬ）をお申込みの場合【当座貸越】の内容もご確認ください。

ご確認項目	ご確認内容
取 引 資 格	申込人の方および連帯債務者としてご契約される予定の方は、融資のご利用に際して、取引資格が必要となります。 （１）中国労働金庫（以下「金庫」といいます）に出資している会員の構成員の方は、「所属確認書」等にて、会員の構成員であることの確認をさせていただきます。 （２）消費生活協同組合の組合員の方は、消費生活協同組合にご加入されていることを確認いたしますので、ご加入されている消費生活協同組合の組合員証、消費生活協同組合からの注文書または請求書（発行日または請求日が過去６カ月以内のもの）のいずれかをご提出ください。 （３）上記以外の方は、「中国ろうきん友の会」の加入等により取引資格を取得していただきます。 *入会資格は、中国５県に居住または勤務される方等です。 *新規で入会いただく場合は、入会金１，０００円が必要です。 *連帯債務者としてご契約される予定の方は、入会金は不要です。
反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について	申込人の方および連帯債務者・連帯保証人が、下記１．に定める暴力団員等もしくは下記１．の各号のいずれかに該当し、もしくは下記２．のいずれかに該当する行為をし、または下記１．の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となった場合には、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 なお、上記の適用により借主および連帯債務者・連帯保証人に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また金庫に損害が生じたときは、借主および連帯債務者・連帯保証人がその責任を負います。 また、借主および連帯債務者・連帯保証人は、金庫との全ての取引に適用されることに同意します。 １．申込人の方および連帯債務者・連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 （１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること （２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること （３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること （４）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること （５）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ２．申込人の方および連帯債務者・連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 （１）暴力的な要求行為 （２）法的な責任を超えた不当な要求行為 （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （４）風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為 （５）その他前各号に準ずる行為 *融資取引をお申込みの際には、お客さまが「反社会的勢力でないこと等の表明・確約の同意書」を提出していただくことといたしました。 なにとぞ、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
窓口直接融資制度に関する取扱い	金庫の窓口直接融資制度により、ろうきんローン利用の申込をされるにあたり、金庫と会員団体が下記項目の情報を共同利用することについて、同意の確認をさせていただきます。 *当該取扱いは、金庫の会員として出資をいただいている労働組合・職員組合等の構成員に限ります。

ご確認項目	ご確認内容
窓口直接融資制度に関する取扱い	（１）会員団体の構成員たる資格に関する情報 ①氏名 ②所属会員および勤務先 ③職場番号 ④職場名 ⑤職員番号 ⑥住所 ⑦郵便番号 ⑧生年月日 ⑨電話番号 （２）取扱労働金庫に関する情報 ①取扱店 ②顧客番号 （３）会員団体を介した取引に必要な情報 ①賃金控除金額 ②賃金控除の対象となる預金、積金、貸付の有無および口座番号 ③預金、積金の入金日および貸付返済日、返済金額の変更に係る項目 ④預金、積金の契約内容（契約回数、払込済回数、満期日） ⑤貸付の契約内容（契約回数、払込済回数、最終期日）
・保証について ・再審査（リトライ）	（１）金庫の会員として出資をいただいている労働組合・職員組合等の構成員の方（同じ事業体に所属する管理職の方を含みます）・金庫有担保住宅ローン利用者 日信協による融資が受けられない場合には、他の保証機関である「オリコ」へ再審査（リトライ）を依頼します。 ただし、オリコヘリトライできる対象商品は次のとおりとなります。 【オリコリトライの対象商品】 ① 証書貸付：カーライフローン、教育ローン、無担保多目的ローン、無担保住宅ローン ② 当座貸越：マイプラン *消費生活協同組合の組合員の方および中国ろうきん友の会の方は、再審査（リトライ）制度の適用がありません。（金庫有担保住宅ローン利用者を除く） *日信協保証とオリコ保証は保証料率が異なります。 また、保証料率が異なることから返済金額等が相違する場合があります。 *保証機関の保証委託約款の各条項を承諾し、保証委託していただきます。 （２）消費生活協同組合の組合員の方および中国ろうきん友の会の構成員の方 保証機関の保証委託約款の各条項を承諾し、保証委託していただきます。
保証料の支払い	保証料は、当金庫が負担いたします。
代 位 弁 済	万一、返済困難の場合、保証機関が規定により代わって当金庫に返済しますが、返済が免除されるのではなく、以後、保証機関が求償権行使（返済請求）します。
保証について（個人連帯保証人） 【証書貸付】	次に該当する場合は、その方を連帯保証人とさせていただきます。 *当座貸越商品（マイプラン、そなＹＥＬＬ）は除きます。 なお、連帯保証人となられる方に対しましては、別途、連帯保証の法的効果・リスク等についてご説明いたします。 （１）借主以外の方の収入を合算して融資を受けられる場合 （２）オリコ保証の無担保住宅ローンにおける対象物件の共有者の場合 （３）当金庫または保証機関が必要と判断し、対象の方にご了承いただいた場合
申 込 金 額	各商品により申込上限額が異なりますので、詳細は中国ろうきん窓口にお問い合わせください。 （１）証書貸付は、原則として１万円単位となります。 （２）マイプラン、そなＹＥＬＬは１０万円以上１０万円単位となります。
融 資 の 実 行 ・ 契 約 の 成 立 【証書貸付】	契約書の「規定」の各条項をご承認いただきます。 融資の実行は、お申込人が指定した普通預金口座の融資金を交付する方法とします。 この融資金の交付をもって契約が成立するものとします。
融 資 期 間 【証書貸付】	各商品により最長返済期間が異なりますので、詳細は中国ろうきん窓口にお問い合わせください。 なお、融資期間の算定基準は、融資実行日を起点とし、融資期間による応当年月を求め、当該月の約定日までを貸出期日とします。 【融資期間の算定例】 例① 融資実行日 2016 年 9 月 10 日、融資期間 1 年、約定日 25 日とした場合 初回元金返済日 2016 年 9 月 25 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 25 日（返済回数 13 回） 初回元金返済日 2016 年 10 月 25 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 25 日（返済回数 12 回） 例② 融資実行日 2016 年 9 月 30 日、返済期間 1 年、約定日 5 日とした場合 初回元金返済日 2016 年 10 月 5 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 5 日（返済回数 12 回）

ご確認項目	ご確認内容
	初回元金返済日 2016 年 11 月 5 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 5 日（返済回数 11 回）
契 約 期 間 【当 座 貸 越】	（１）ご契約（更新）日より１年とし、特段の事情（約定による期限の利益を喪失した時、債権保全上懸念があると金庫が判断した時等）がない場合は、自動的に契約期間を１年単位で更新します。 （２）日信協保証の場合、契約者が満 7 0 歳に達した後最初に到来する契約満了日をもって貸越を停止します。ただし、貸越金残高がある場合は、返済のみ継続することができますが、満 7 6 歳に達する日の前日までには全額をご返済いただくことになります。 （３）オリコ保証の場合、満 6 5 歳に達した後最初に到来する契約満了日をもって貸越を停止します。
返 済 方 法 【証 書 貸 付】	返済は、「元利均等返済」です。 元利均等返済とは、返済金額（毎月およびボーナス）の中に元金と利息が含まれており、元金と利息の合計額が一定（毎月およびボーナス）となる返済方法です。 ＊ボーナス返済を併用できる方は給与所得者の方に限ります。 また、ボーナス返済割合は 5 0 %以内とし、原則として毎月の最終返済日より前の日にボーナス返済が終了する取扱いとなりますのでご注意ください。 （１）ご返済の方法について お客さまの労金の普通預金口座からの引落による返済となります。 ご返済が始まるまでにお勤め先に労働金庫の普通預金への給与振入の手続を行うことにより、給与（ボーナス）が自動的に労働金庫の普通預金口座に振り込まれるため、ご返済の手続が省けます。 （２）初回の返済日について 初回の返済日は、上記（１）でご説明している手続きの都合があるため、中国ろうきん窓口にてご相談いただくようお願いいたします。 （３）初回または最終回の返済金額について 初回または最終回の返済金額については、２回目以降の返済金額と違う場合がありますので「ご返済予定表」にてご確認ください。
返 済 方 法 【当 座 貸 越】	毎月定例返済またはボーナス併用返済となります。 なお、毎月の返済日に利息を貸越元金に組み入れるものとします。 ＊ボーナス返済を併用できる方は給与所得者の方に限ります。 （１）ご返済の方法について お客さまの労働金庫の普通預金口座からの引落による返済となります。 ご返済が始まるまでにお勤め先に労働金庫の普通預金への給与振入の手続を行うことにより、給与（ボーナス）が自動的に労働金庫の普通預金口座に振り込まれるため、ご返済の手続が省けます。 （２）初回の返済について 初回の返済日は、貸越発生日の次々回約定日となります。（再利用の場合も同様となります）
適用金利について 【証 書 貸 付】	適用金利は、固定金利型または変動金利型となります。 なお、商品によっては固定金利型のみまたは変動金利型のみの場合がありますので、詳細は中国ろうきん窓口にお問い合わせください。 【固定金利型】 お借入申込日の金利または金銭消費貸借契約日の金利のいずれか低い金利を適用します。 【変動金利型】 融資実行日の金利を適用します。 ＊お申し込み受付日から融資実行日まで適用金利が上昇した場合、融資金額・返済期間・融資商品がご希望に添えない場合があります。
変動金利ルール 【証 書 貸 付】	（１）当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年 2 回変動します。 （２）返済期間中の金利は、４月 1 日と 1 0 月 1 日の見直し基準日に見直します。 見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 （３）４月 1 日の基準金利を直後の 6 月の返済日の翌日より、1 0 月 1 日の基準金利を直後の 1 2 月の返済日の翌日より反映させます。 （４）金利の見直しの都度、「ご返済予定表」をお送りいたしますので、金利変更の内容をご確認ください。

ご確認項目	ご確認内容
変動金利ルール 【証 書 貸 付】	【金利見直し例】今回見直し基準日（1 0 月 1 日）の基準金利 4.00%、前回見直し基準日（４月 1 日）の基準金利 3.80%の場合、今回見直し基準日は前回見直し基準日と比べて基準金利が 0.20%上昇したため、直後の 1 2 月の返済日の翌日より適用金利が 0.20%上がることになります。
返済金額の見直し（変動金利型の融資の場合） 【証 書 貸 付】	（１）基準金利の変動に伴い、適用金利が引き上げられた場合は、その都度、適用金利、残高、契約書記載の最終期日に基づき、返済金額を変更します。なお、適用金利が引き下げられた場合は、返済金額を変更することなく最終約定返済日を繰り上げます。 （２）変更後の返済金額は、適用金利が反映された直後の返済分より適用されます。 （３）変更後の返済金額は、金利の見直しの都度お送りする「ご返済予定表」にてご確認ください。 （４）初回の返済日が未到来の状態、金利の見直しがあった場合、初回の返済金額が 2 回目以降の返済金額と同額となります。
変動金利ルール 【当 座 貸 越】	（１）当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年 4 回変動します。 （２）金利は、２月 1 日、５月 1 日、８月 1 日、1 1 月 1 日の見直し基準日に見直します。 見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 なお、見直し後の金利の反映は、次のとおりとなります。 ① 改定日に貸越残高がある場合（元金がゼロで未収利息のみがある場合を含む）、改定月の約定返済日より適用します。 ＊改定月前月の約定日以降、改定日前日までの間に初回利用した場合（全額回収後の再利用を含む）、約定返済日（次々回約定日）より適用します。なお、改定日から約定返済日までの間に全額回収した状態で再利用した場合、再利用日より適用します。 ② 改定日に貸越残高がない場合（未収利息も発生していない場合）、貸越日より適用します。
生 命 保 険 【証 書 貸 付】	お客様の選択により、次の保険を付保することができます。＊オリコ保証の場合、付保できません。 （１） 団体信用生命保険（無担保住宅ローン・教育ローン・おまとめローン） ＊おまとめローンは資金使途に教育資金・住宅資金を含む場合のみ付保可 被保険者が死亡または高度障がいとなった場合に、保険会社が残存債務を返済する制度です。 ご利用いただく場合は、年利 0 . 1 %を金利に上乗せしてお支払いいただくことになります。 また、夫婦連帯債務でローンを利用される場合には、夫婦連生団信もご利用いただけます。 夫婦連生団信をご利用いただく場合、年利 0 . 2 %を金利に上乗せしてお支払いいただくこととなります。 （２）ろうきん 3 大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険（無担保住宅ローンのみ付保可） 被保険者が死亡または高度障がいとなった場合のほか、3 大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）となり所定の障がい状態となった場合にも、保険会社が残存債務を返済する制度です。ご利用いただく場合は、年利 0 . 2 %を無担保住宅ローンの金利に上乗せしてお支払いいただくこととなります。
在 籍 確 認	申込人の方および収入合算者の方が次の事項に該当する場合、勤務先へ電話（架電）にて在籍確認を行うことがあります。 （１）国民健康保険の被保険者の方 （２）融資実行予定日が 3 カ月以上先で、実行前の確認で改めて健康保険証等の提示を受けられない場合 ＊国民健康保険の被保険者の方は除きます。 （３）その他、個別の商品・制度により在籍確認を定めている場合
届 出 事 項	ご住所・お名前・電話番号・ご印鑑・お勤め先等金庫に届け出た事項に変更があった場合は、取扱店までお届けください。
期限の利益と期限の利益の喪失（全額ご返済いただく場合）	期限の利益とは、借入金を『分割して返済できる』ことをいいます。 ただし、ご契約どおりのご返済ができなくなった場合は、ご契約の期日前であっても借入金の全額をご返済いただくことになります。このことを「期限の利益の喪失」といいます。 期限の利益の喪失事由には「ご返済が滞り、『次の返済日』までにご返済（元金・利息のほか、遅延損害金を含みます。）いただけなかった場合」や「住所変更等のお届けをいただけず、所在がご不明となった場合」も該当します。詳しくは、契約書類の「規定」をご確認ください。
照 会 窓 口 等	中国ろうきん お客さま相談窓口 〒732-0827 広島県広島市南区稲荷町 1 番 1 4 号 フリーダイヤル 0 1 2 0－8 6－3 7 6 0